

特定建築物等定期点検業務実施仕様書

本仕様書は、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による建築物及び建築設備（昇降機以外）についての定期点検に係る業務実施内容を定める。

1. 実施業務の内容

- (1) 実施業務名 令和8年度美作県民局管理特定建築物等法定定期点検業務
- (2) 点検対象建築物 別表のとおり
- (3) 業務の内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行い、発注者へ点検結果を提出する。

2. 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 点検対象建築物

別紙 美作県民局定期点検対象建築物等一覧、配置図

4. 点検内容

(1) 建築物

「特定建築物等定期調査業務基準」 ((一財)日本建築防災協会発行) 最新版による

- ア 敷地及び地盤、建築物の外部（基礎、外壁の状況等）
- イ 屋上及び屋根（屋上防水、屋根の劣化等）
- ウ 建築物の内部（防火区画、防火設備、照明器具、採光、換気、石綿等）
- エ 避難施設等（廊下、排煙、排煙設備等）
- オ その他

(2) 建築設備（昇降機以外）

「建築設備定期検査業務基準書」 ((一財)日本建築設備・昇降機センター発行) 最新版による

- ア 換気設備
- イ 給水設備及び排水設備

5. 提出書類

点検結果に基づき次の書類等を提出する。

- (1) 建築物に係る調査結果表 1部
- (2) 建築物に係る点検結果図及び関係写真（必要に応じて） 1部
- (3) 建築設備に係る検査結果表（各設備ごと、換気設備については別表を含む） 1部
- (4) 建築設備に係る関係写真（必要に応じて） 1部
- (5) 電子データ（(1)から(4)に係るもので保存媒体はCDとする） 1式

6. 点検資格者

(1) 点検の実施にあたり、次のいずれかの者を当該業務に配置すること。

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 建築物調査員資格者証の交付を受けている者

(2) 請負者は、あらかじめ点検実施者の氏名及び資格について、前項の資格を証する書類の写しを添えて発注者に対し報告し承認を得ること。

7. 貸与する資料等

発注者は、美作県民局が保有する、建物・設備図面、令和5年度実施の調査結果表及び検査結果表等について請負者に貸与することができる。また、本業務の価格算定のために、これらを閲覧することができる。

8. その他

(1) 点検の実施のため必要な工具、器材等については、請負者が費用を負担し用意する。

(2) 点検実施日については、あらかじめ請負者と協議して調整する。

(3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者が双方協議して定めるものとする。